

感企第 1519 号

令和 5 年 5 月 31 日

大阪府感染症対策審議会

会長 朝野 和典 様

大阪府知事 吉村 洋文



大阪府感染症予防計画について（諮問）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等について定めた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正感染症法」という。）が令和 4 年 12 月に公布され、5 月 26 日に、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」が改定されました。

つきましては、改正感染症法第 10 条第 4 項の規定に基づき大阪府感染症予防計画の改定を行うにあたり、大阪府附属機関条例第 2 条及び改正感染症法第 10 条第 5 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。